

保存期間：10年

資料	4
----	---

最近の税務行政の動向

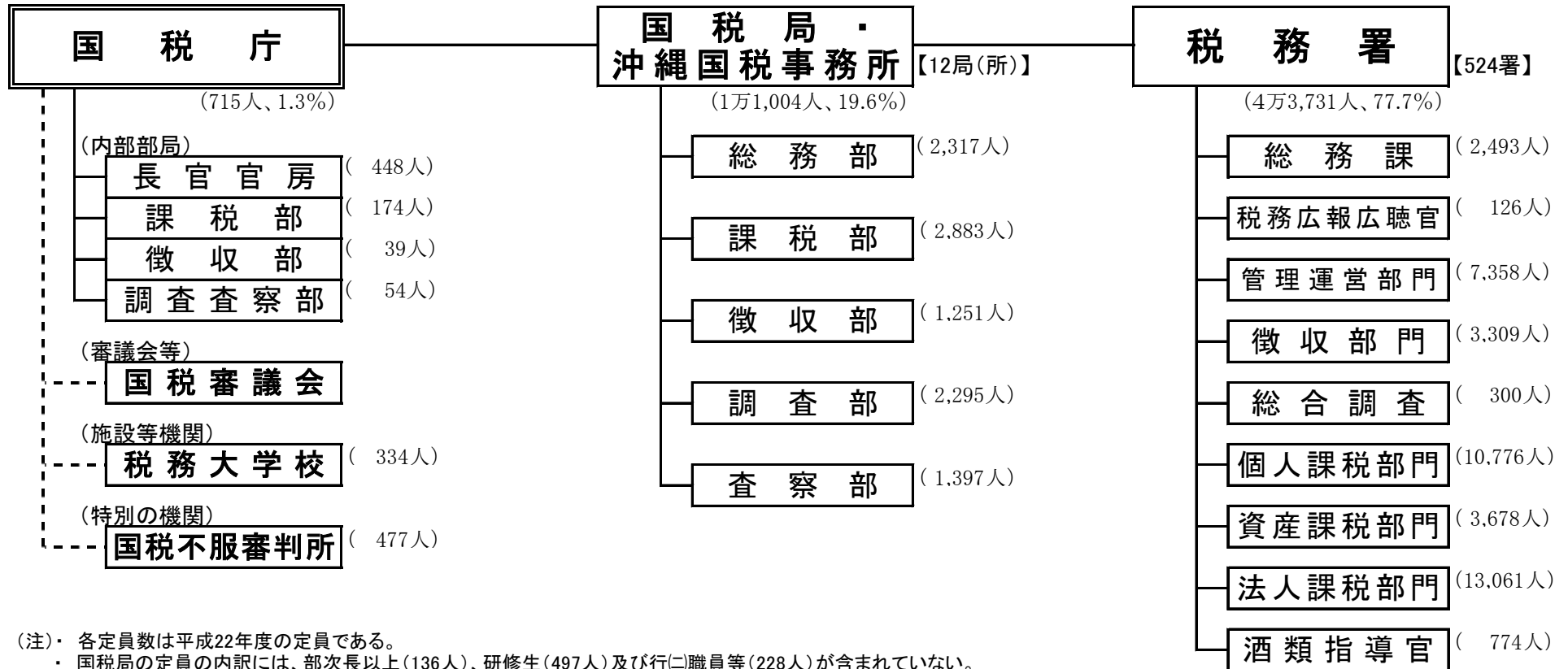
目 次

1	国税庁の組織等	
○	国税庁の機構	1
○	国税庁定員の推移	2
2	申告、調査、滞納状況	
○	申告件数の増加(法人税・所得税・消費税)	3
○	所得税の申告人員等の推移	4
○	法人税の申告件数等の推移	5
○	実調率の低下	6
○	実地調査の件数	7
○	実地調査1件当たり申告漏れ所得金額(課税価格)	8
○	全税目の租税滞納状況の推移	9
○	滞納整理中のものの額の推移	10
○	消費税の租税滞納状況の推移	11
3	国際化への対応等	
○	経済取引の国際化の進展	12
○	海外取引に係る課税状況の推移	14
○	移転価格税制の執行の現状	15
○	移転価格税制事案の複雑・困難化	16
○	移転価格税制	17

○ 事前確認	18
○ 事前確認の申出件数及び処理件数の推移	19
○ 相互協議	20
○ 相互協議事案の事務年度別発生・処理・繰越件数	21
4 IT化への対応	
○ 「国税関係業務の業務・システム最適化計画」の概要	22
○ e-Taxの意義、オンライン利用拡大行動計画	23
○ 重点手続一覧	24
○ 目標値達成のための前提条件	25
○ これまでの具体的な取組	26
○ ITを利用した所得税確定申告書の提出人員の状況	27
5 事務の効率化等	
○ 納税者受付窓口の一本化	28
○ 効率的な事務処理体制の構築	29
○ 税務相談の集中化	30
○ 納付手段の多様化	31

① 国税庁の組織等

国税庁の機構 (総定員:56,261人)



(注)・各定員数は平成22年度の定員である。
 ・国税局の定員の内訳には、部次長以上(136人)、研修生(497人)及び行(ニ)職員等(228人)が含まれていない。
 また、税務署の定員の内訳には、署長・副署長(1,078人)及び行(ニ)職員等(778人)が含まれていない。

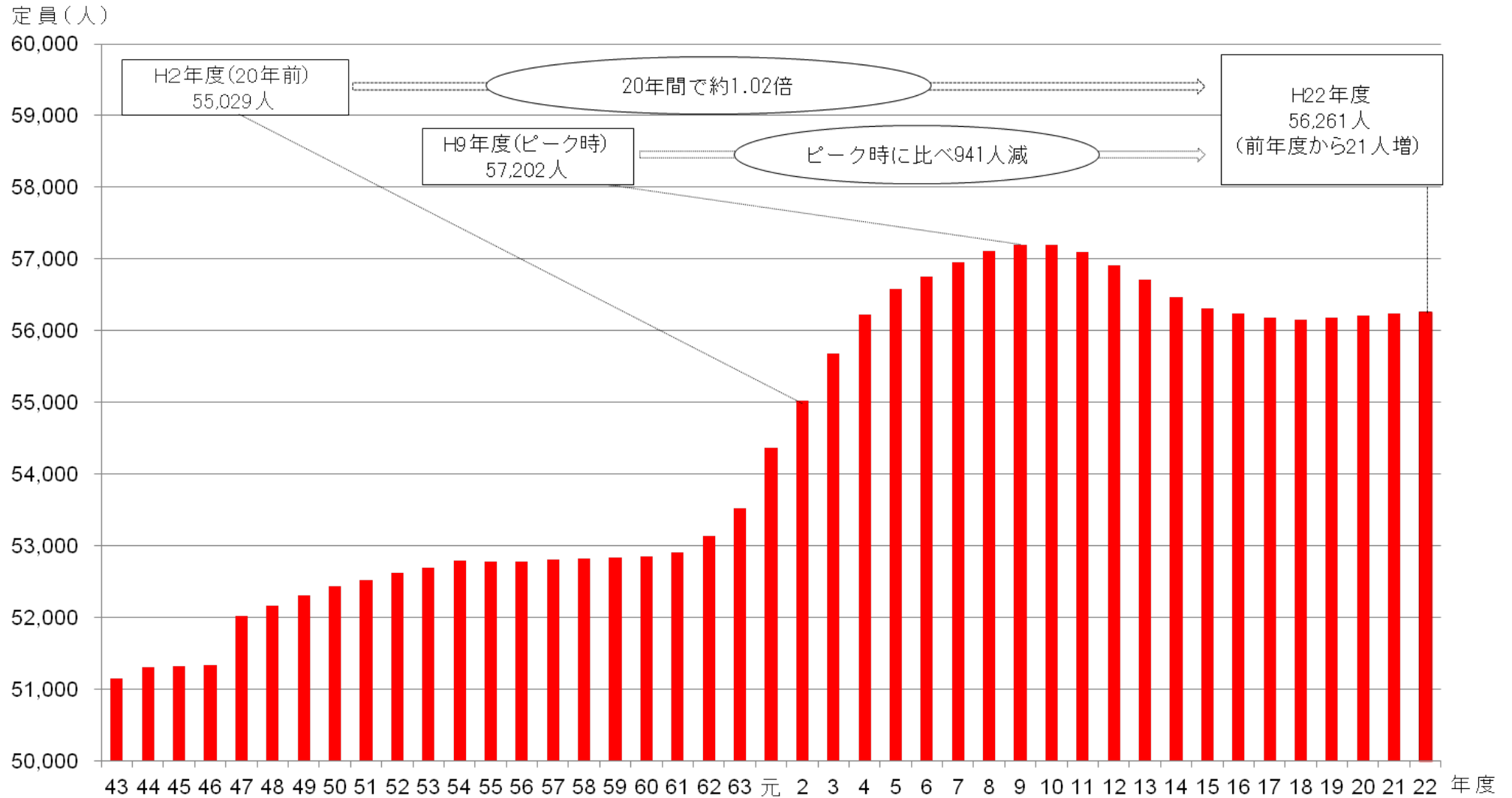
平成22年度 各国税局の定員と税務署数

(単位:人、署)

局(所)名	札幌	仙台	関東信越	東京	金沢	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	熊本	沖縄
定員	2,210	3,240	6,145	15,745	1,347	6,141	9,491	3,217	1,651	2,527	2,062	462
署数	30	52	63	84	15	48	83	50	26	31	36	6

(注)1. 上記の定員は、国税局及び税務署の定員の合計である。
 2. 上記の定員のほかに、研修生の定員(497人)がある。

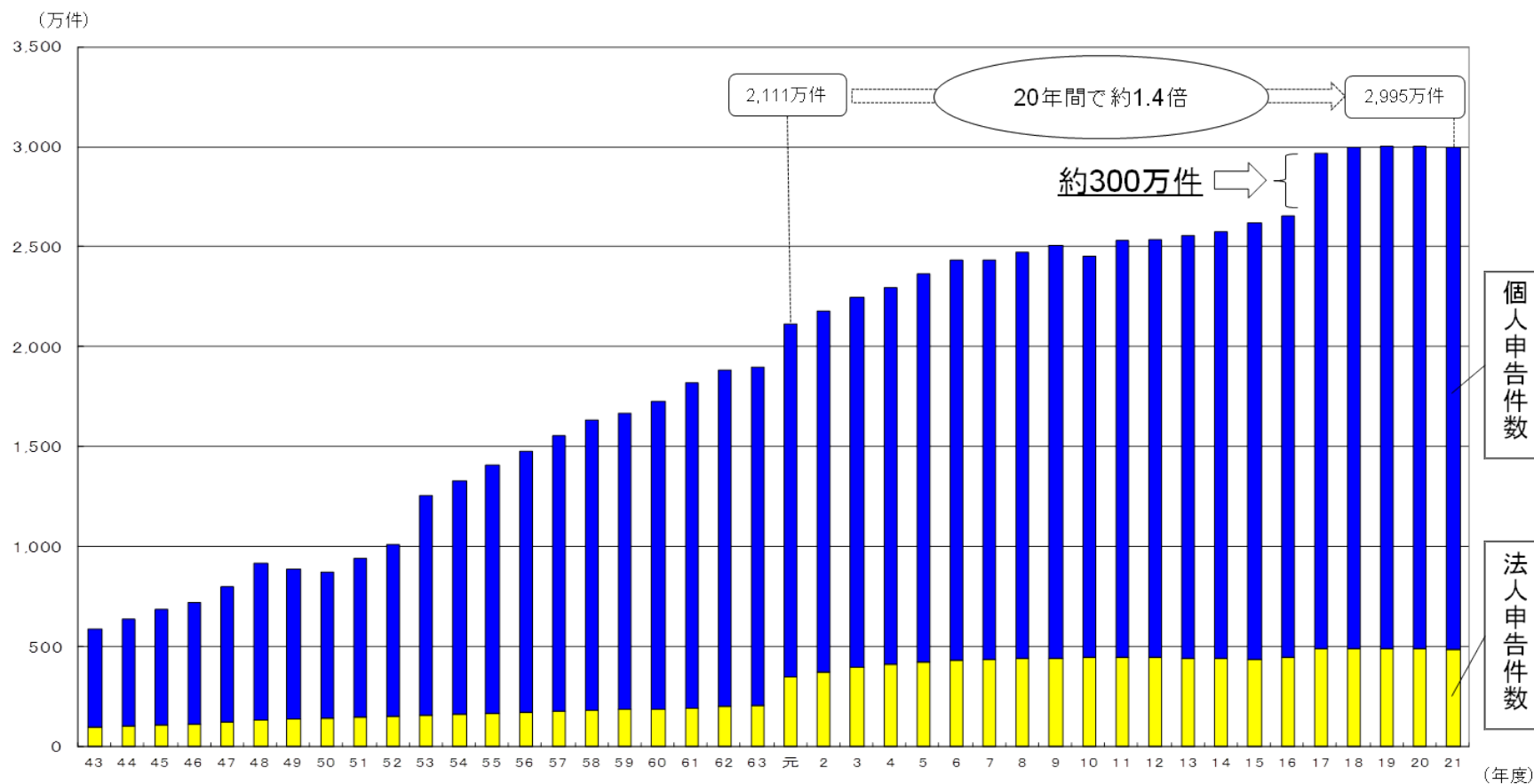
国税庁定員の推移



②申告、調査、滞納状況

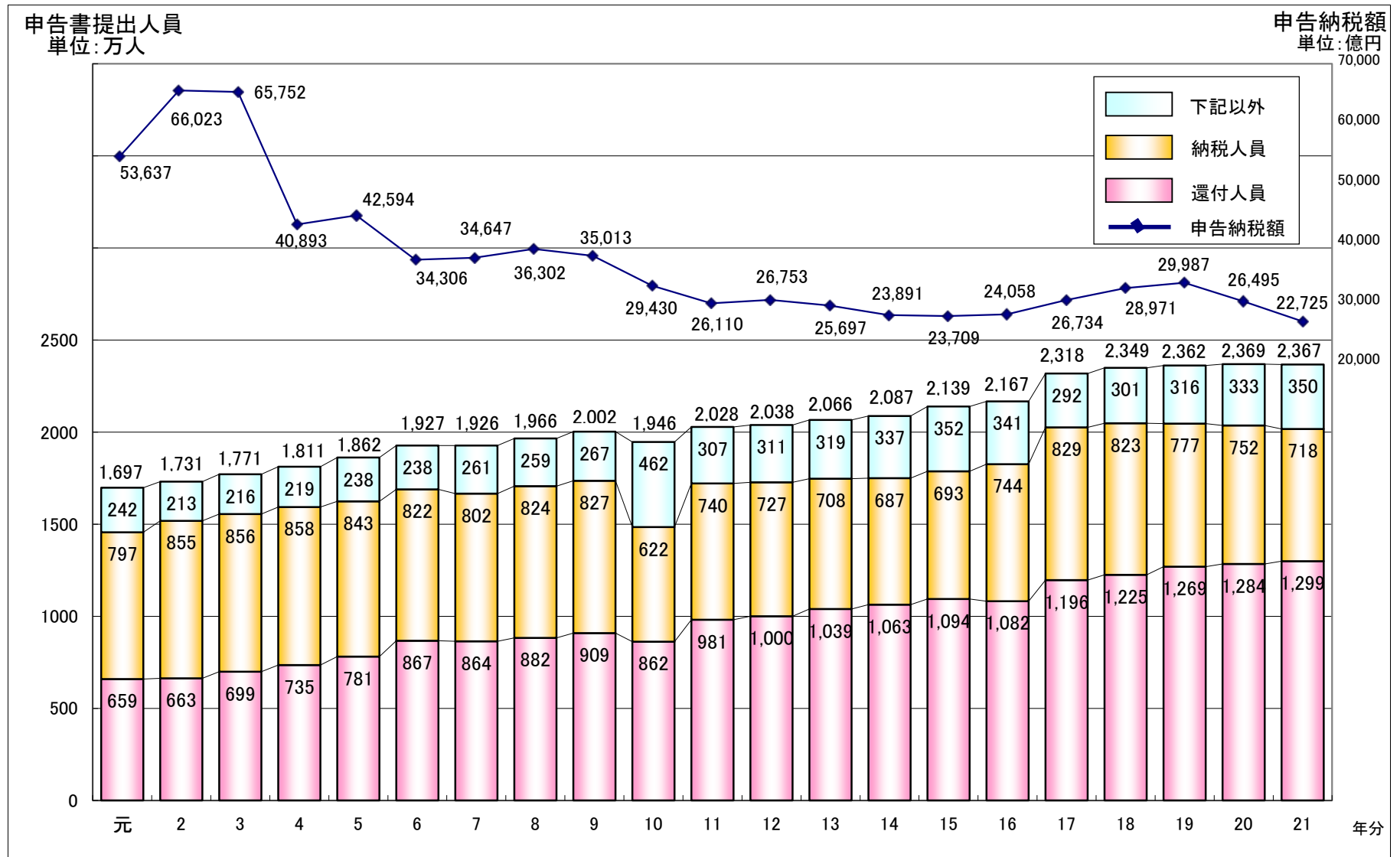
申告件数の増加（法人税・所得税・消費税）

申告書提出件数は20年間で1.4倍の増加。（特に17年度は消費税免税点引下げや公的年金等控除の見直し等の税制改正に伴い約300万件増加。）



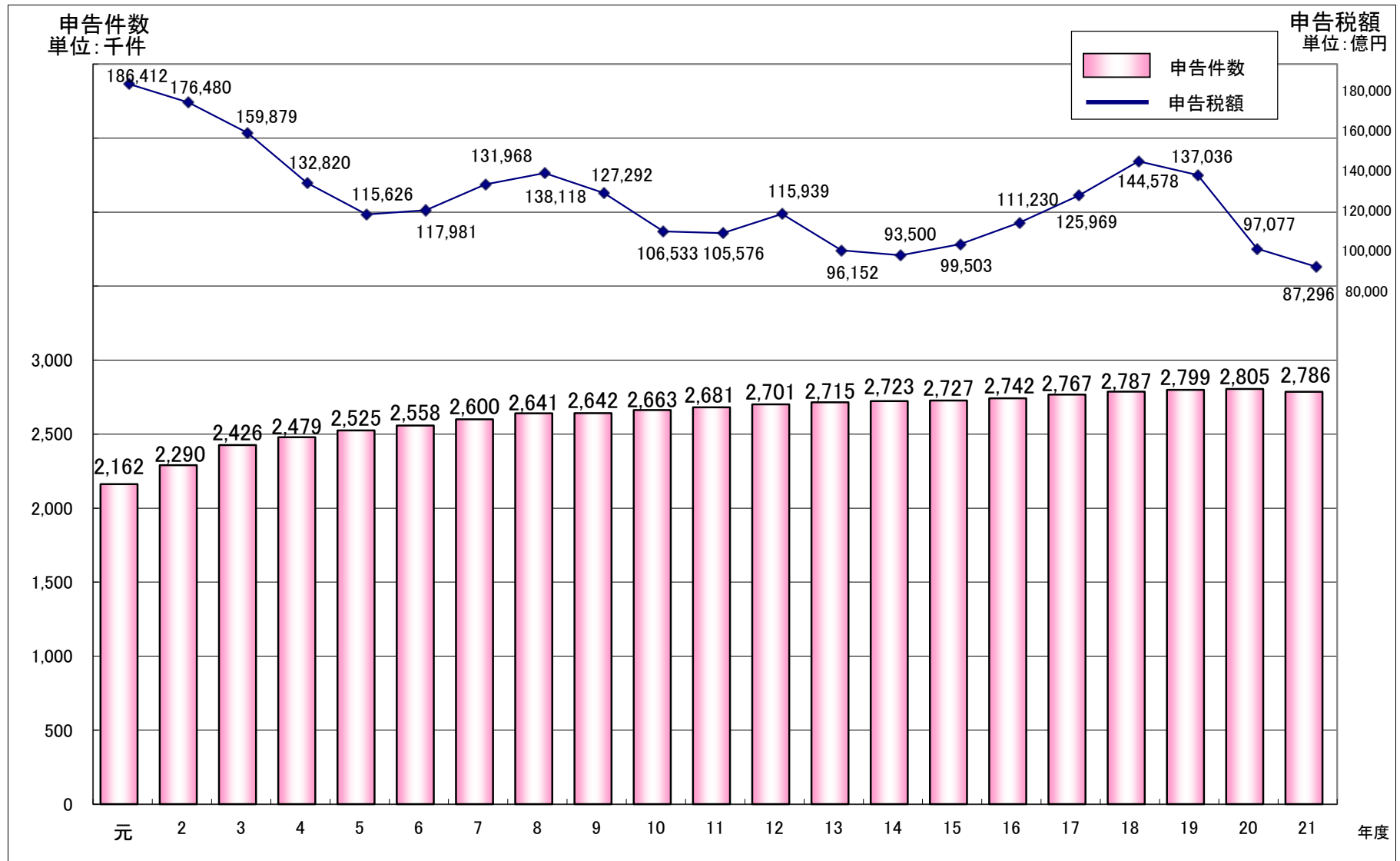
(注) 法人税は平成19年までは各事務年度(7月1日～6月30日)中に申告期限が到来したものに係る件数であり、平成20年以降は4月から翌年3月末までに終了した事業年度に係る件数、所得税は各年分の件数、消費税は各年度(4月～3月)中に課税期間が終了したものに係る件数を計上。

所得税の申告人員等の推移



(注) いずれも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

法人税の申告件数等の推移

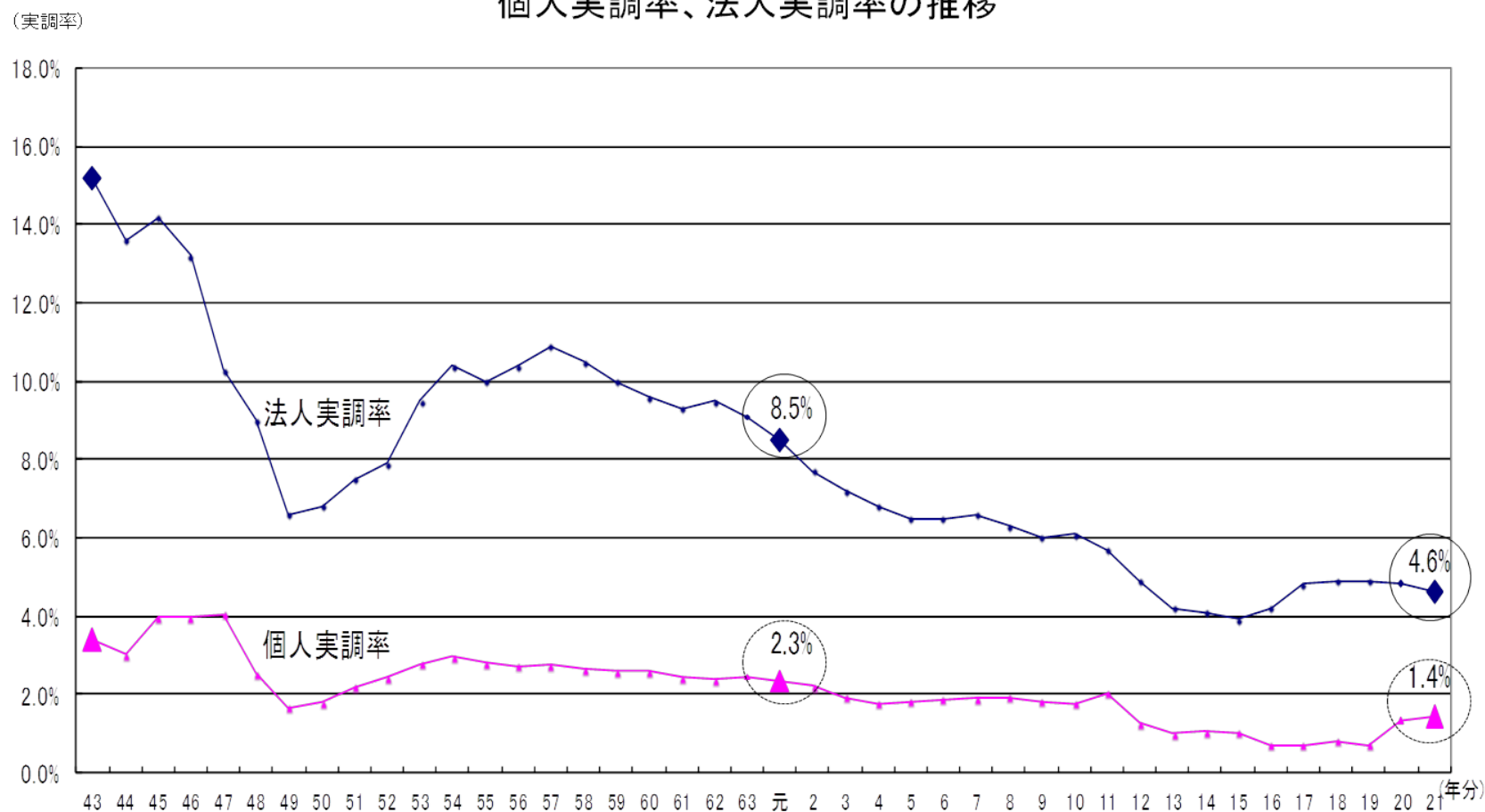


(注) 平成19年度までは7-6月申告ベースで集計しており、平成20年度からは4-3月決算ベースで集計している。

実調率の低下

申告件数の増加等による業務量の大幅な増加、経済取引の国際化・高度情報化の進展による業務の質的困難化に伴い実調率は、20年前と比較し、法人・個人ともに約1/2に低下。

個人実調率、法人実調率の推移



(注)「法人実調率」は、実地調査の件数を対象法人数で除したもの。

「個人実調率」は、実地調査(20年分以降は実地着眼調査を含む。)の件数を税額のある申告を行った納税者数で除したもの。

実地調査の件数

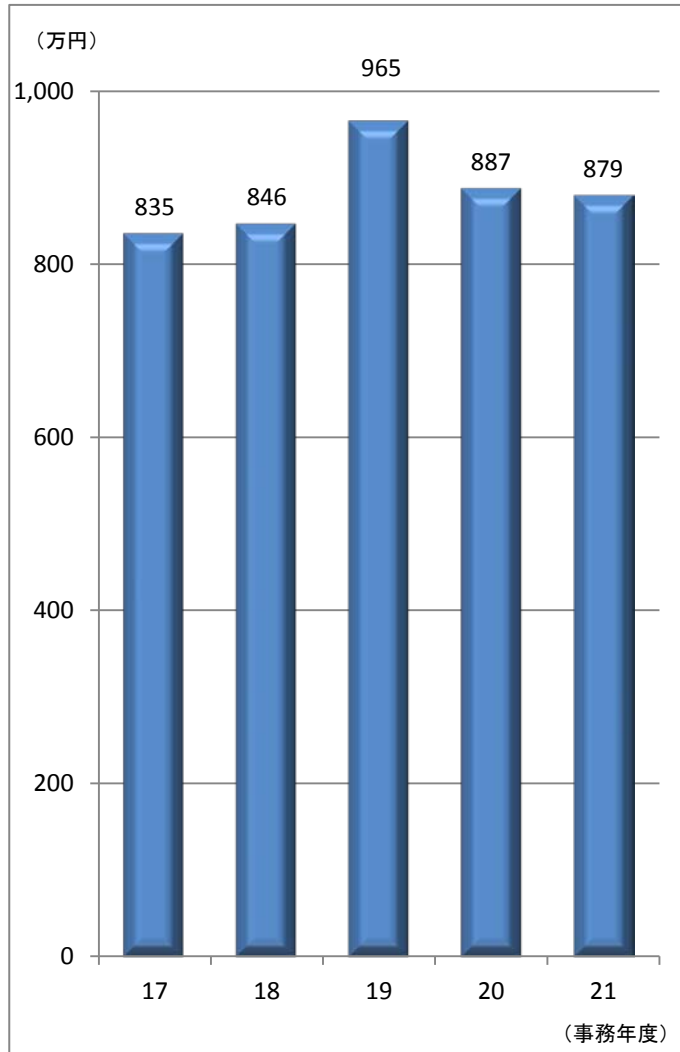
(単位:千件)

事務年度 項目	5	10	15	16	17	18	19	20	21
個人	156	145	70	49	55	63	61	104	102
法人	177	177	115	124	143	147	147	146	139
相続	12	15	13	14	14	14	14	14	14

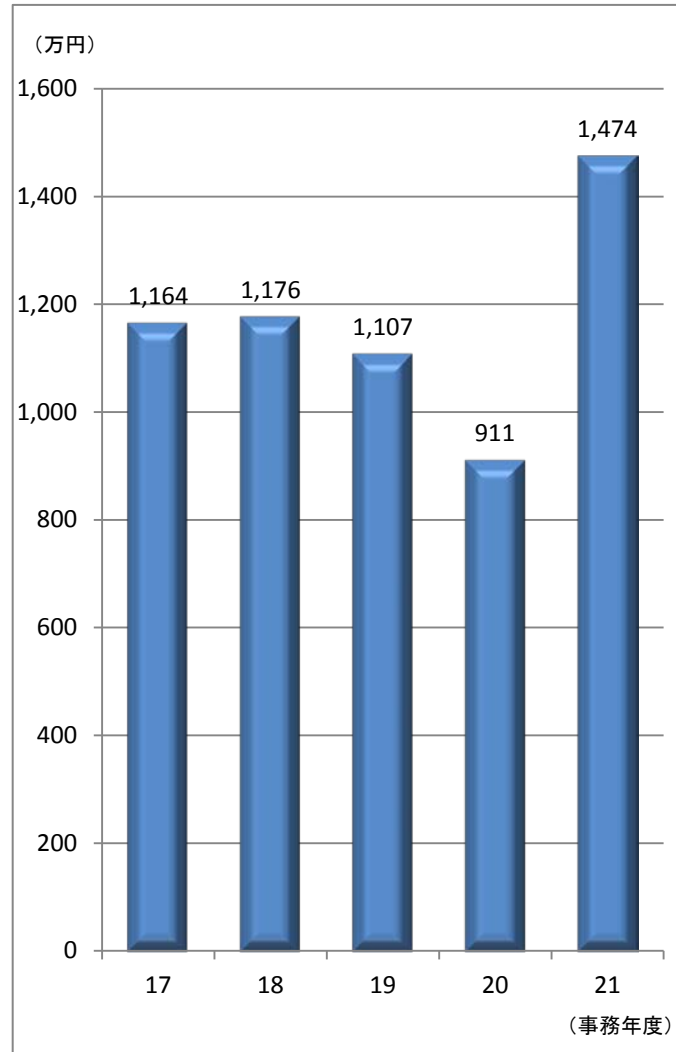
※ 個人の平成20年度以降の件数には、実地着眼調査の件数を含む。

実地調査1件当たりの申告漏れ所得金額(課税価格)

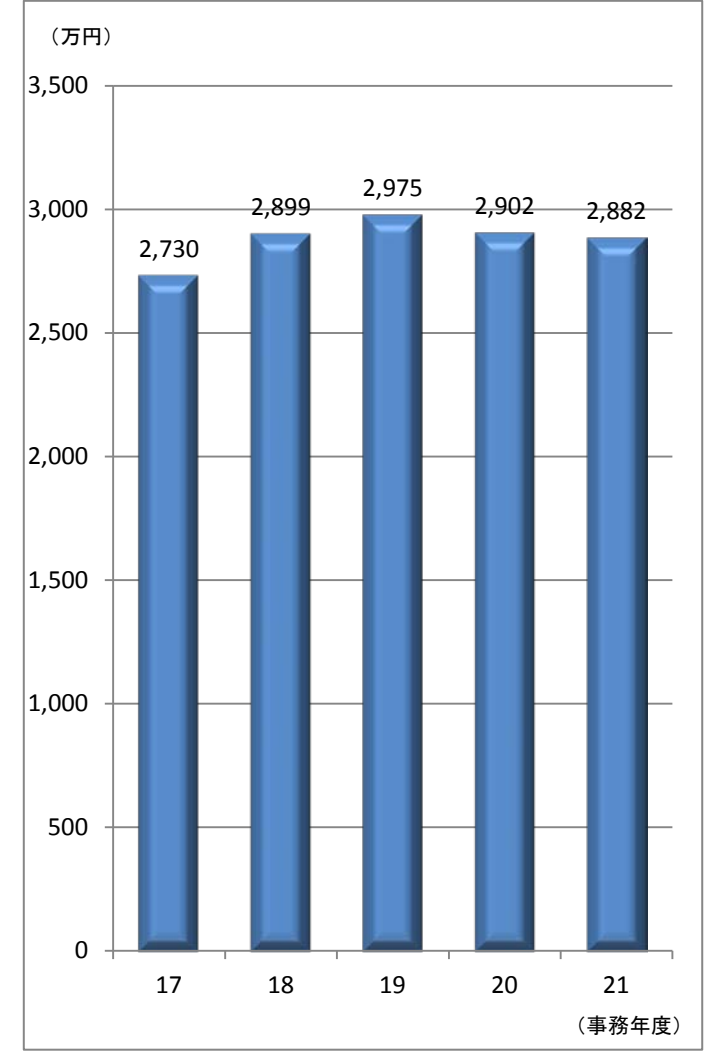
【個人】



【法人】



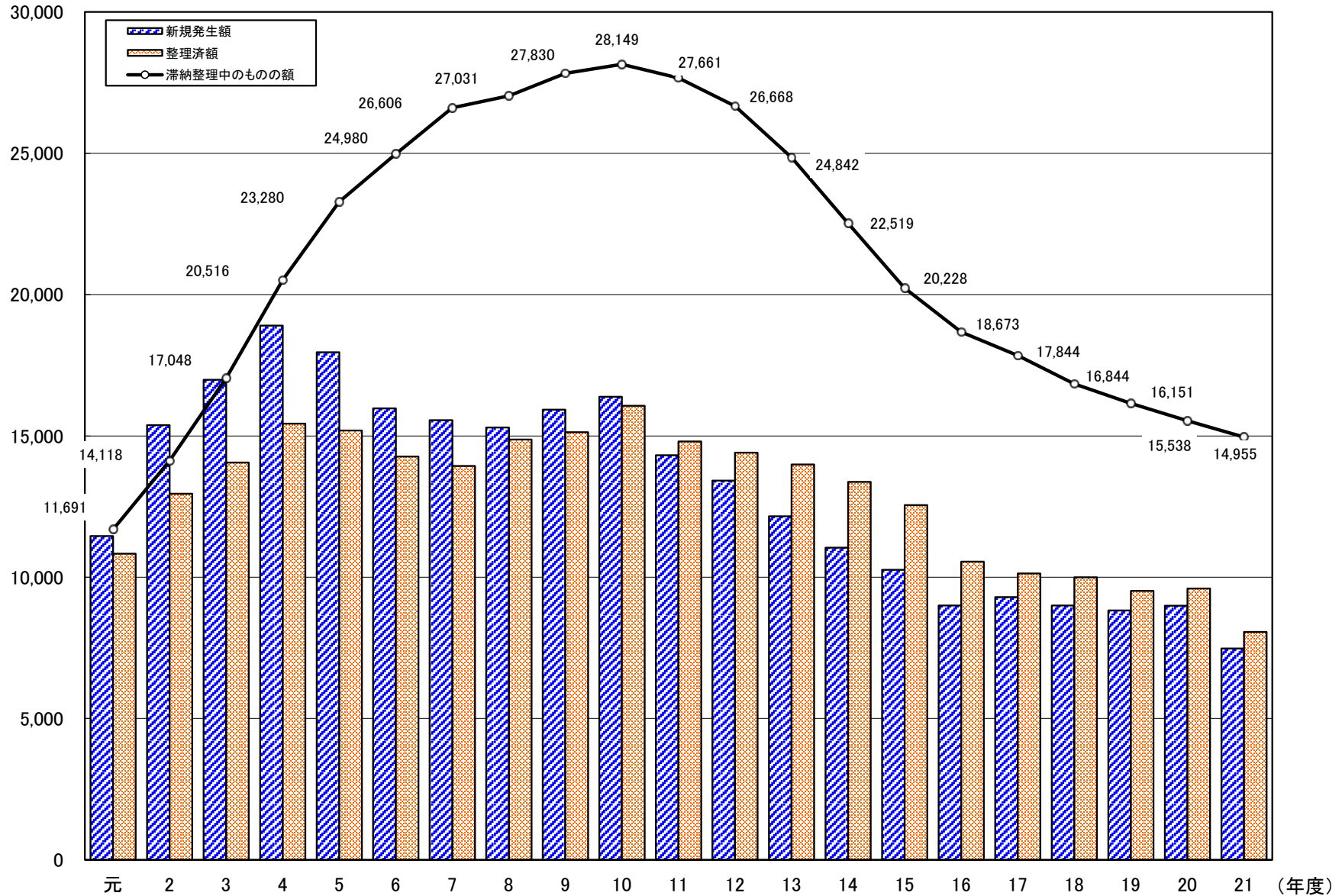
【相続】



※ 着眼調査によるものを除いている。

全税目の租税滞納状況の推移

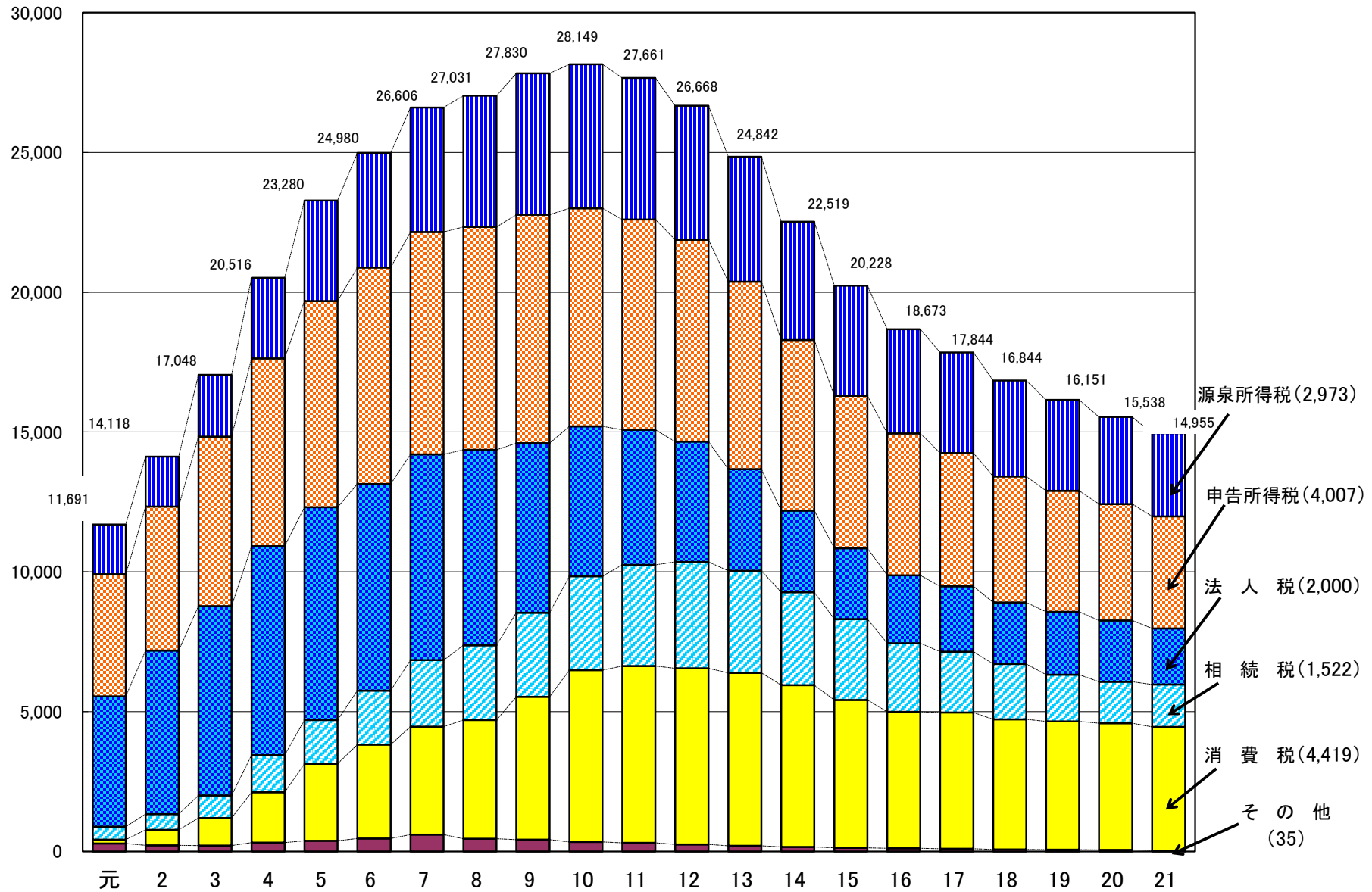
(億円)



(注) 1 実数値は滞納整理中のものの額を示す。
 2 地方消費税を除く。

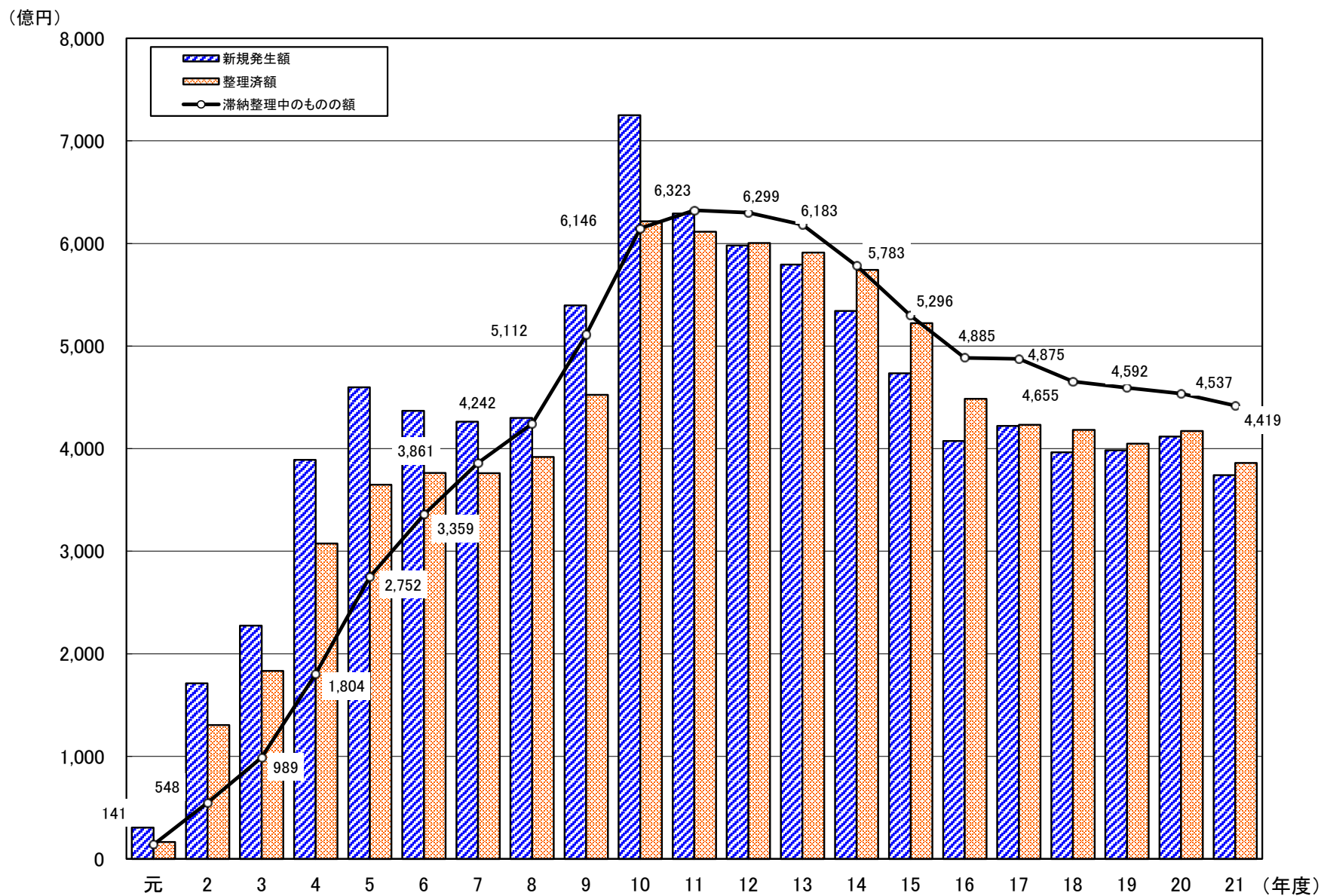
滞納整理中のものの額の推移

(億円)



(注) 地方消費税を除く。

消費税の租税滞納状況の推移

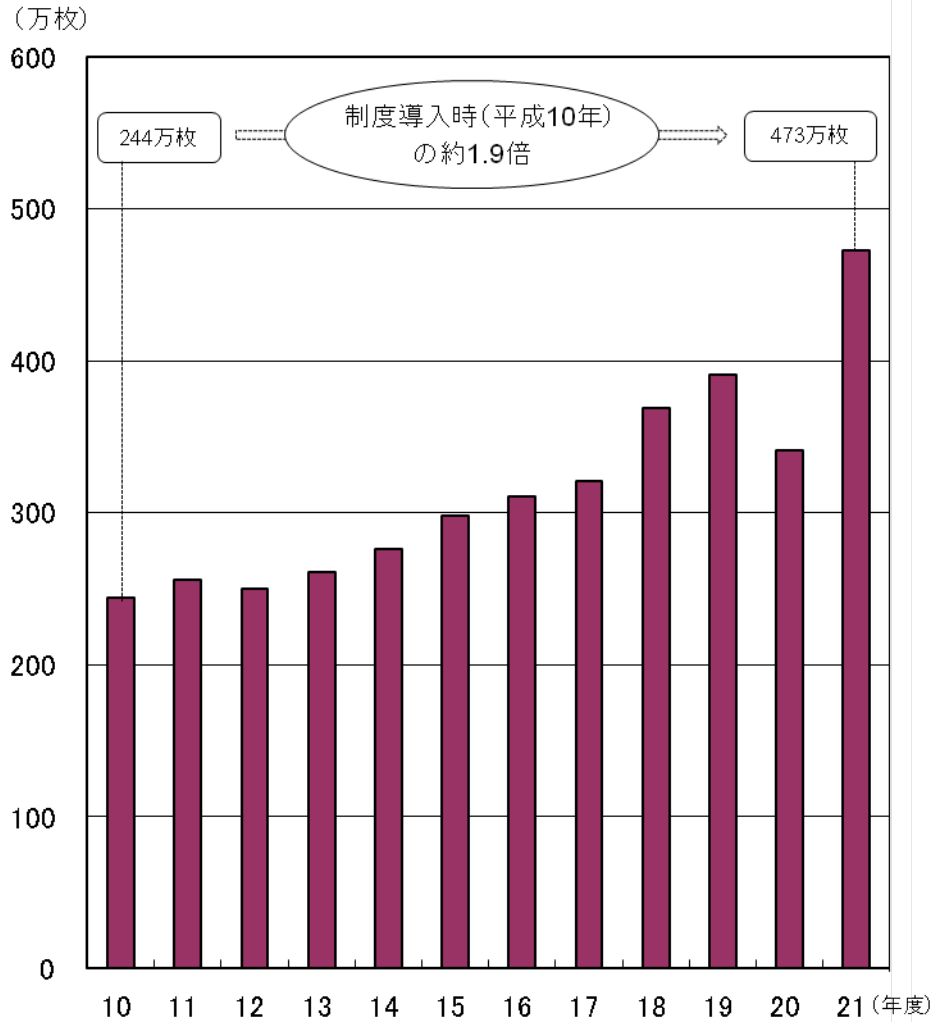


(注) 1 実数値は滞納整理中のものの額を示す。
 2 地方消費税を除く。

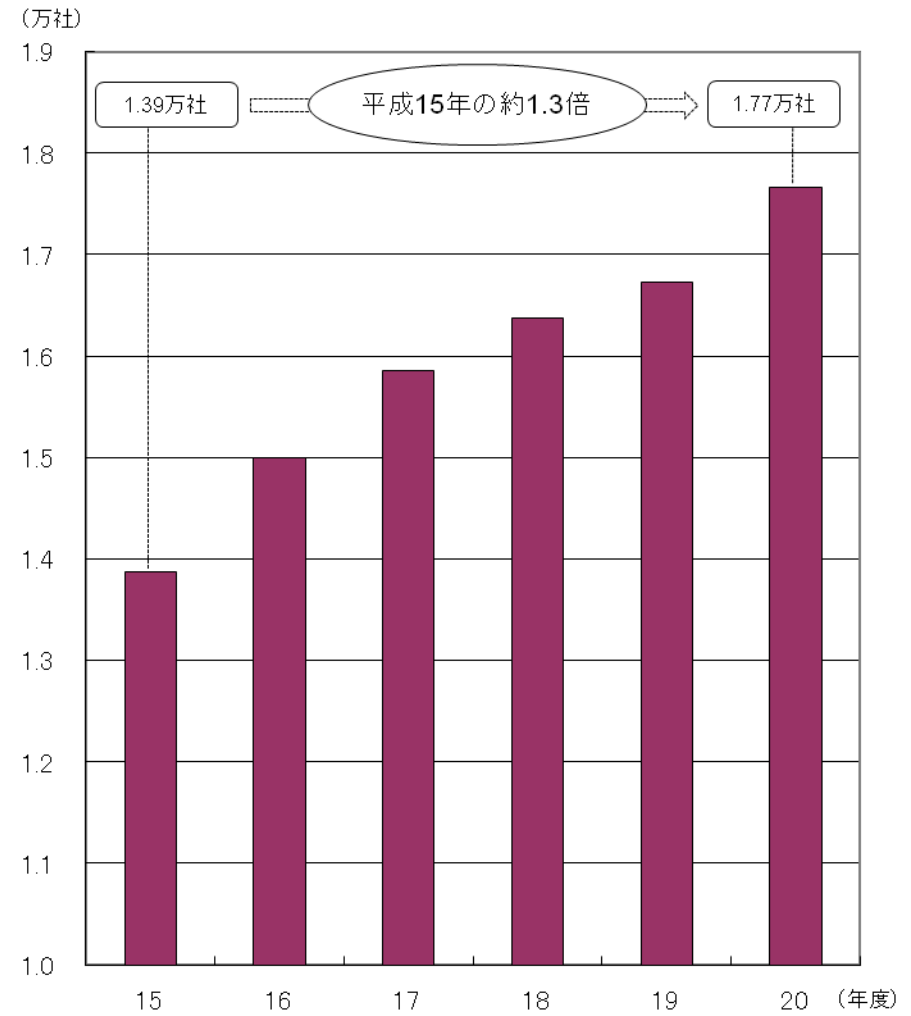
③国際化への対応等

経済取引の国際化の進展

(例1) 国外送金等調書の提出枚数の推移

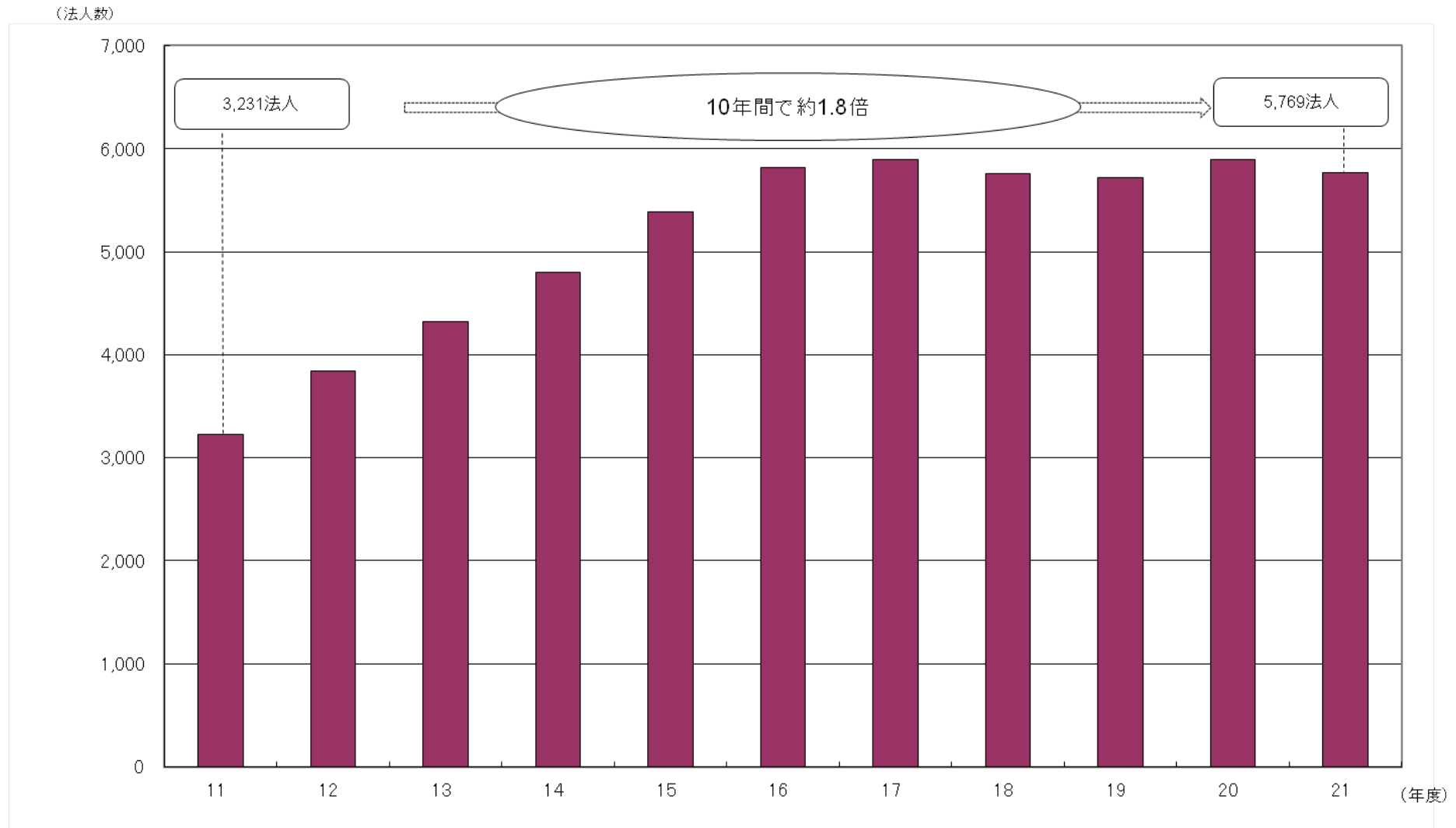


(例2) 現地法人数の推移

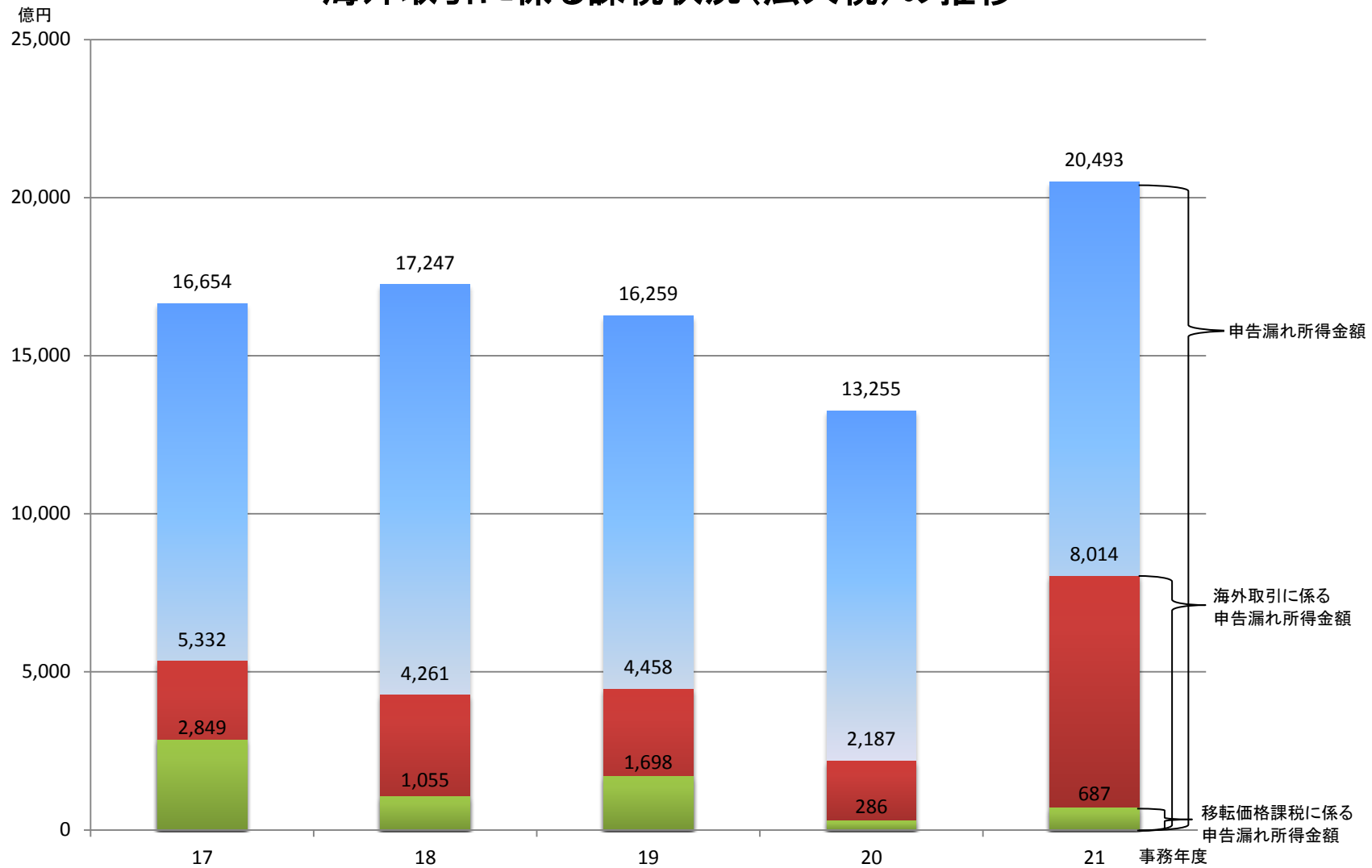


(注) 国外送金等調書とは、国外への送金及び国外からの送金を受領した金額が100万円(平成21年4月1日前は200万円)を超えるものについて、金融機関から税務署に提出される法定調書のことである。

(例3) 外国法人数の推移



海外取引に係る課税状況(法人税)の推移



移転価格税制の執行の現状

移転価格税制

○ 海外の関連企業(国外関連者)との取引について、その価格が第三者間の取引価格(独立企業間価格)と異なることにより、我が国の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして所得を計算し課税する制度。

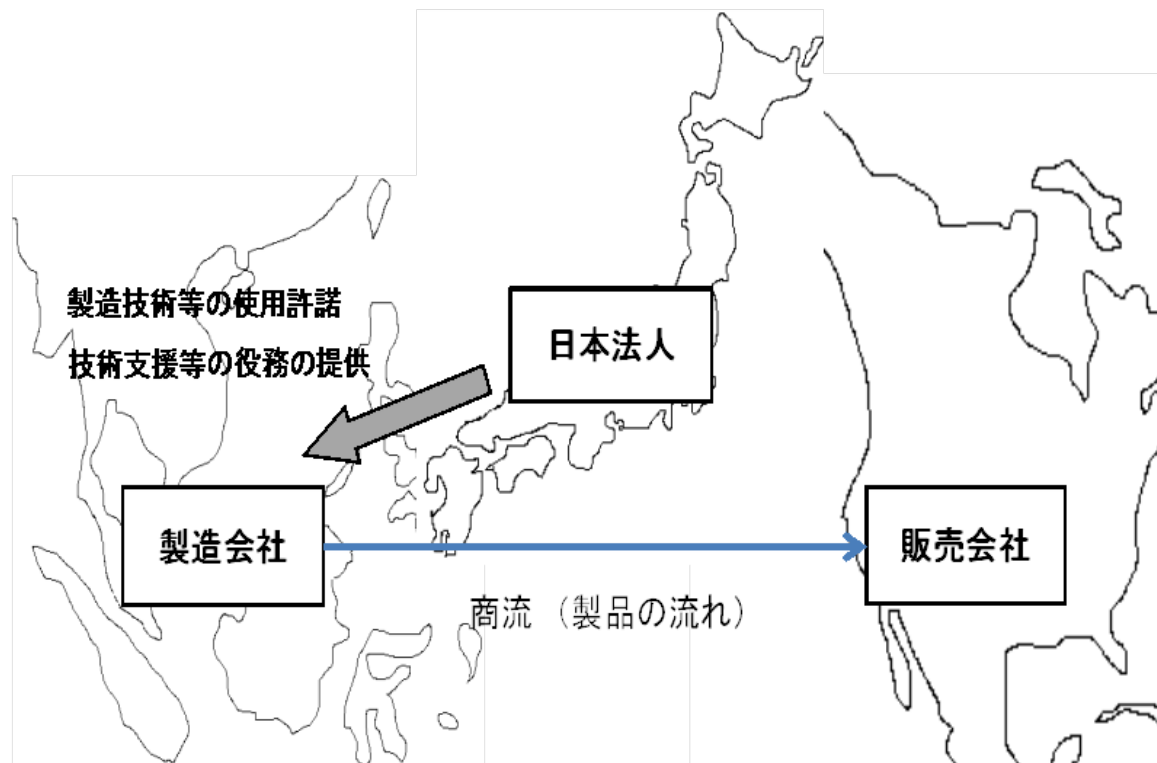
移転価格課税の状況

(単位：件、億円)

事務年度	平17	18	19	20	21
申告漏れ件数	132	111	150	134	100
申告漏れ所得金額	2,849	1,055	1,698	286	687

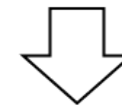
移転価格税制事案の複雑・困難化

日本から海外の子会社に生産拠点を移管したケースについては、日本法人が保有する製造技術等の使用許諾や提供する役務の対価の回収状況についても調査対象。



事案の複雑・困難化

このような事案の調査に当たっては、製造技術等の認定、評価等の困難な問題があり、これらを適切に行う必要。



相互協議部局や審理部局とともに組織的な検討を行い、事実認定と法令の解釈・適用を一層的確に行うことに努力。

移 転 価 格 税 制

○ 移転価格税制とは、国外関連者との取引について、その価格が第三者間の取引価格（独立企業間価格）と異なることにより、我が国の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして所得を計算し課税する制度で、昭和 61 年度税制改正により導入。

※ 国外関連者とは、我が国企業（法人）との間に次の特殊の関係のある外国法人

- ① 一方の法人が他方の法人の株式等の 50%以上を直接・間接に保有する関係（持株関係）
- ② 両方の法人が同一の者によってそれぞれその株式等の 50%以上を直接・間接に保有される関係（持株関係）
- ③ 一方の法人が他方の法人の事業の方針の全部又は一部を実質的に決定できる関係（実質支配関係）
- ④ 一方の法人と他方の法人との間が、持株関係又は実質支配関係のいずれかで連鎖している関係

○ 企業が租税回避の意図をもって恣意的な価格設定を行ったか否かは問わないとされている。

（参考）OECD 移転価格ガイドライン（1.2）（抜粋）

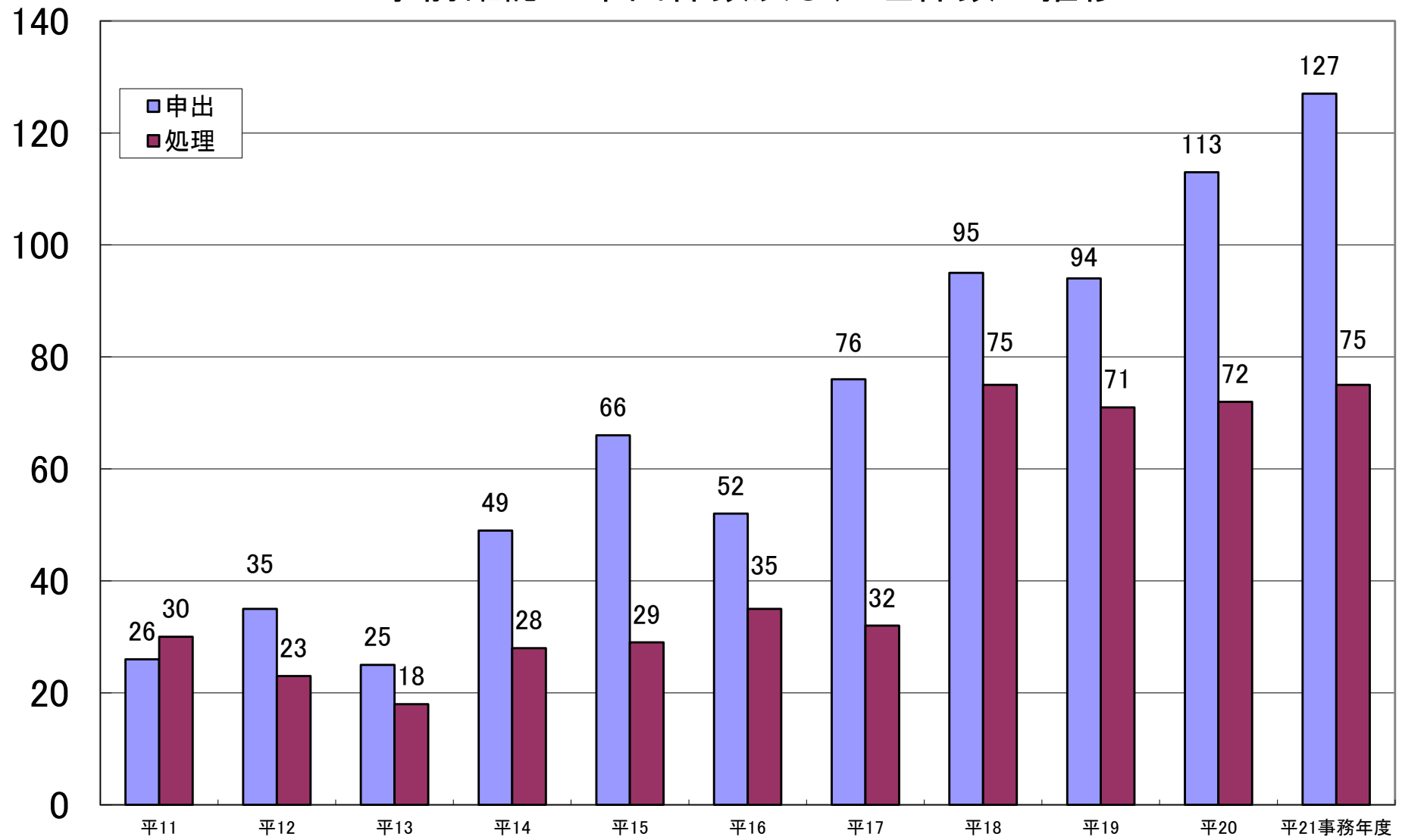
税務上の調整は、租税を最小限に抑えることや租税回避という意図が全くない場合にも行うことが適切な場合がある。移転価格算定の検討は、たとえ移転価格政策が脱税又は租税回避の目的に用いられているかもしれない場合であっても、それらの問題の検討と混同されるべきではない。

○ 居住者又は内国法人が、移転価格課税について、租税条約の規定に基づき相互協議を申し立てた場合には、その国税の額（加算税を含む。）を限度として、申立者の申請に基づき一定の期間に限り納税を猶予することができる。

事前確認

- 事前確認とは、移転価格課税に関する予測可能性を確保する観点から、独立企業間価格の算定方法等について、国税当局が事前に確認を行う手続。（昭和62年に我が国が世界に先駆け導入した施策）
- 納税者が確認された内容に基づき申告を行っている限り、移転価格課税は行われぬ。
- 事前確認には、我が国単独のものと、外国当局との相互協力を伴うものがあり、相互協力を伴う事前確認は、外国当局による移転価格課税に関する予測可能性も確保される。（事前確認の多くは相互協力を伴うもので、その1件当たりの平均的な処理期間は2年程度）

事前確認の申出件数及び処理件数の推移



相 互 協 議

○ 概要

移転価格課税に代表される国際的な二重課税の問題については、租税条約の規定に基づき、我が国税務当局と相手国税務当局との相互協議によりその解決に努めている。

相互協議とは、租税条約の規定に適合しない課税等の解決を図るための条約締結国の「権限のある当局」間の協議であり、我が国の締結した48の租税条約（59か国・地域に適用）すべてに相互協議規定が置かれている。

権限のある当局とは「財務大臣又は権限を与えられたその代理人」（例：日米租税条約第3条第1項k(i)）とされており、財務省組織令等に基づき、国税庁では、審議官（国際担当）が権限のある当局となっている。

○ 相互協議の実施状況

相互協議の発生件数は増加傾向にあるが、約9割を移転価格に関する事案が占めており、中でも二重課税の未然防止を目的とした事前確認に係る事案が増加している。

○ 当面の課題

協議相手国の数も増加（平成11事務年度の14か国から、平成21事務年度には21か国に増加）してきており、相互協議の経験が少なかった国との事案も増加傾向にある。

○ 体制の充実

- ・ 相互協議担当者（定員）の増員：19人（平成16年度）→ 33人（平成22年度）
- ・ 国税庁に国際企画官を増設し、主に事前確認を担当（平成20年）

相互協議事案 事務年度別発生・処理・繰越件数
(平成 19 事務年度～平成 21 事務年度)

(単位：件)

事務年度		事前確認	移転価格 課 税	その他	合計
平成 19	発生	1 1 3	3 1	9	1 5 3
	処理	8 2	3 3	1 0	1 2 5
	繰越	2 2 2	5 7	2 5	3 0 4
平成 20	発生	1 3 0	3 0	1 4	1 7 4
	処理	9 1	2 3	1 3	1 2 7
	繰越	2 6 1	6 4	2 6	3 5 1
平成 21	発生	1 4 9	2 7	7	1 8 3
	処理	1 0 5	3 3	1 6	1 5 4
	繰越	3 0 5	5 8	1 7	3 8 0

- (注) 1 事務年度は7月1日から翌年6月30日までである。
- 2 発生件数は、納税者からの相互協議申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数である。
- 3 合意後に発生した補償調整及び修正に係る相互協議は、再協議した年度の発生件数としてカウントしている。
- 4 処理件数は、相手国税務当局との合意、納税者による相互協議の申立ての取下げ等により相互協議を終了した件数である。

④IT化への対応

「国税関係業務の業務・システム最適化計画」の概要

➤ 業務・システム最適化の意義

業務・システム最適化とは、業務運営の簡素化・効率化やIT活用による利便性の向上等を図ることを目的として、業務やシステムを最適な状態にする、ITを活用した業務改革をいう。

➤ 最適化計画の策定

国税庁では、「電子政府構築計画」に基づき、平成18年3月に「国税関係業務の業務・システム最適化計画」を策定・公表（平成19年5月、平成20年5月及び平成22年6月一部改定）。

＜「国税関係業務の業務・システム最適化計画」の基本理念及び主な施策＞

- ① 業務を的確に実施するための事務処理の簡素化・効率化 ⇒ 内部事務の一元化
- ② IT活用による納税者利便性の向上等 ⇒ e-Taxの機能・運用の改善
- ③ IT活用による調査・滞納整理に関するシステムの高度化
- ④ システムの安定性・信頼性及び情報セキュリティの確保 ⇒ KSKシステムのバックアップセンターの設置
- ⑤ システム関係経費の削減及び調達の実績の透明性の確保 ⇒ KSKシステムのオープンシステム化

○ e-Taxの意義

- ① 納税者の利便性の向上等
- ② 行政の簡素化・効率化

○ オンライン利用拡大行動計画

《国税関係手続における目標値及び計画値》

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
重点手続 (15手続)	(実績値) 23.1%	(実績値) 36.6% (計画値) 30%	(実績値) 45.4% (計画値) 40%	(計画値) 50%	(計画値) 55%	(計画値) 60%	(目標値) 65%
うち先行手続 (11手続)	(実績値) 37.8%	(実績値) 55.3% (計画値) 47%	(実績値) 65.9% (計画値) 56%	(計画値) 65%	(目標値) 70%		

○ e-Taxの利用率(オンライン利用拡大行動計画ベース)

		重点	先行	19年度	20年度	21年度	
オンライン利用拡大行動計画の重点15手続	申告	所得税申告	①		18.4%	31.1%	39.7%
		法人税申告	②	①	19.6%	37.7%	48.9%
		消費税申告(個人)	③		19.0%	29.4%	36.4%
		消費税申告(法人)	④	②	29.5%	56.7%	73.5%
		酒税申告	⑤	③	72.1%	82.1%	87.3%
		印紙税申告	⑥		23.8%	52.6%	66.3%
		計(①～⑥)			19.5%	33.8%	43.2%
	法定調書	不動産の使用料等の支払調書	⑦	④	25.4%	43.7%	54.8%
		不動産等の譲受けの対価の支払調書	⑧	⑤			
		不動産等の売買又は買付けのあっせん手数料の支払調書	⑨	⑥			
		報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	⑩	⑦			
		給与所得の源泉徴収票	⑪	⑧			
		退職所得の源泉徴収票	⑫	⑨			
		利子等の支払調書	⑬	⑩	2.6%	46.1%	64.3%
	申請・届出	納税証明書の交付請求	⑭		0.1%	0.5%	0.7%
開始届出書		⑮	⑪	100.0%	100.0%	100.0%	
	重点15手続全体			23.1%	36.6%	45.4%	
	うち先行11手続			37.8%	55.3%	65.9%	

(注) 利用率は、平成20年9月12日決定の「オンライン利用拡大行動計画」に掲げられた年間平均申請件数を分母として算出している。

○目標値達成のための前提条件

- ① 平成25年度までの各年度において、認証基盤等が大幅に拡大すること
- ② ①の状況を踏まえつつ、基本方針に示された政府全体の取組を通じ、電子行政推進法(仮称)などにより真正性の推定が法的に担保され、かつセキュリティが確保された電子署名を必要としない新たなID・パスワード等による方式が確立された場合には、平成23年度以降、必要に応じて、所得税等の申告における納税者の属性、手続の特性等の観点を十分踏まえた上で、納税者本人の電子署名を不要とし、ID・パスワード等による方式を導入することについて検討
- ③ 行動計画期間中に地方税ポータルシステム(eLTAX)が市町村の大部分において導入されること
- ④ 行動計画期間中に国、地方公共団体及び金融機関等における電子納税証明書やその他の書類の電子的受入が普及し、一般的社会慣行となること

○ これまでの具体的な取組

添付書類

納税者利便の向上の観点から、第三者作成の添付書類そのものの送付を不要とした。

- ① 「給与所得の源泉徴収票」、「特定口座年間取引報告書」及び「公的年金等の源泉徴収票」等については、源泉徴収義務者等の電子署名を付した上でオンライン送信を可能とした。(平成19年1月及び平成20年1月実施)
- ② 法人の「事業年度等を変更した場合等の届出」及び「納税地の異動の届出」については、添付書類の送付を不要とした。(平成19年7月実施)
- ③ 平成19年分以後の所得税の電子申告における医療費の領収書、給与所得の源泉徴収票等については、当該書類の提出又は提示に代えて、その記載内容を入力して送信することにより添付省略を可能とした。(平成20年1月実施)

電子署名

1. 税理士等が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し、電子申告等を行う場合の納税者本人の電子署名の省略を可能とした。(平成19年1月実施)
2. e-Taxを利用することができるパソコンを税務署に設置し、e-Taxの利便性を体験してもらい、翌年以降、自宅などのパソコンからe-Taxを利用してもらうことを目的とした施策を導入した。(平成20年1月実施)

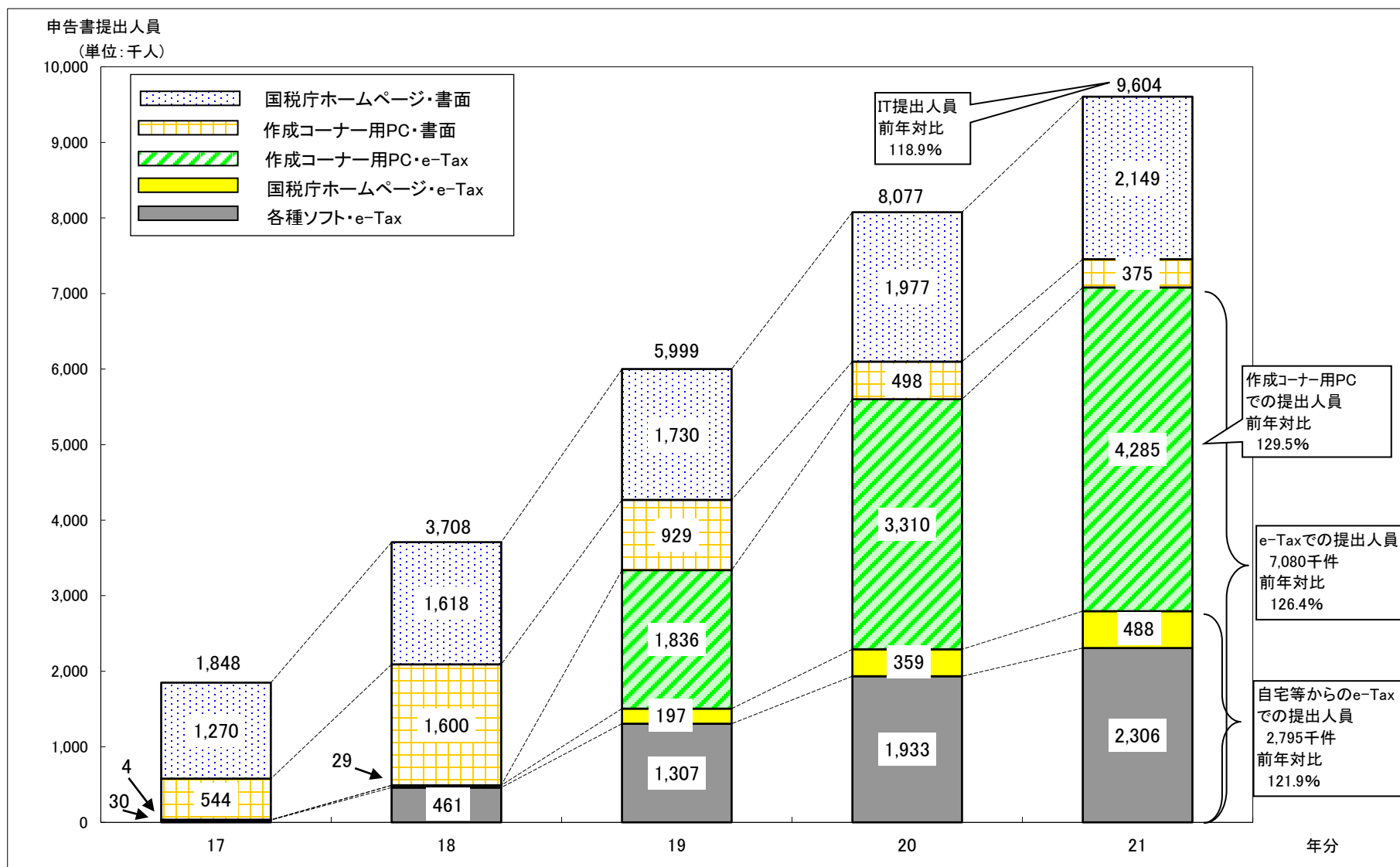
インセンティブ措置

1. e-Taxを利用した還付申告書について、処理期間を通常の6週間程度から3週間程度に短縮した。(平成18年11月実施)
2. 電子認証の普及拡大のため、電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除を創設した。(平成19年分から平成22年分でいずれか1回適用)

利用可能時間

1. 平成18年分以降の所得税確定申告期間について、e-Taxの24時間受付を実施した。
2. 法人税等の申告が集中する5月末の4日間(日曜日を除く)の受付時間を午後10時30分まで延長した。(平成21年5月実施)

ITを利用した所得税確定申告書の提出人員



- (注) 1 翌年3月末日までに所得税の確定申告書を提出した人員数である。
 2 署の作成コーナー用PCからのe-Tax送信は、平成19年分から開始している。
 3 平成18年分以前のe-Taxによる提出人員は、未把握のため、利用件数で作成している。

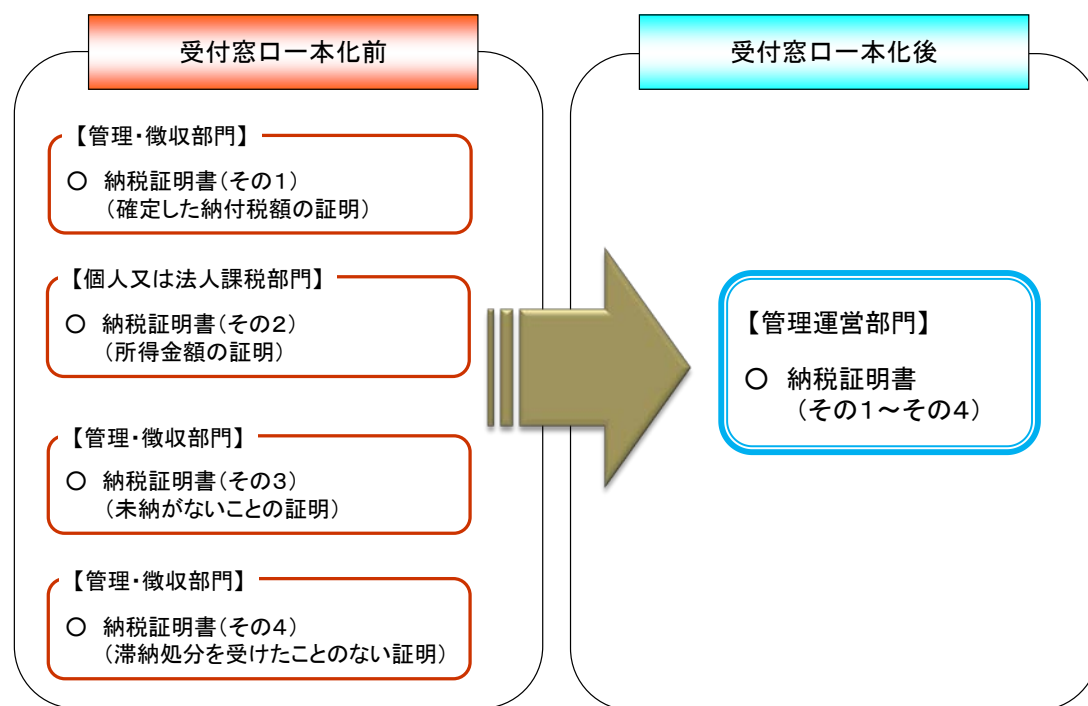
⑤事務の効率化等

納税者受付窓口の一本化

平成 21 年 7 月から全国の税務署で、税務署内の複数の部署で行っていた内部事務を一つの部署（管理運営部門）で一体的に処理することにより事務の効率化を図るとともに、窓口の一本化により納税者の利便性向上に努めています。

メリット：納税証明書の請求のほか、申告書等の受付、税金の納付、税に関する一般的な相談も一つの窓口で対応するため、納税者の利便性が向上

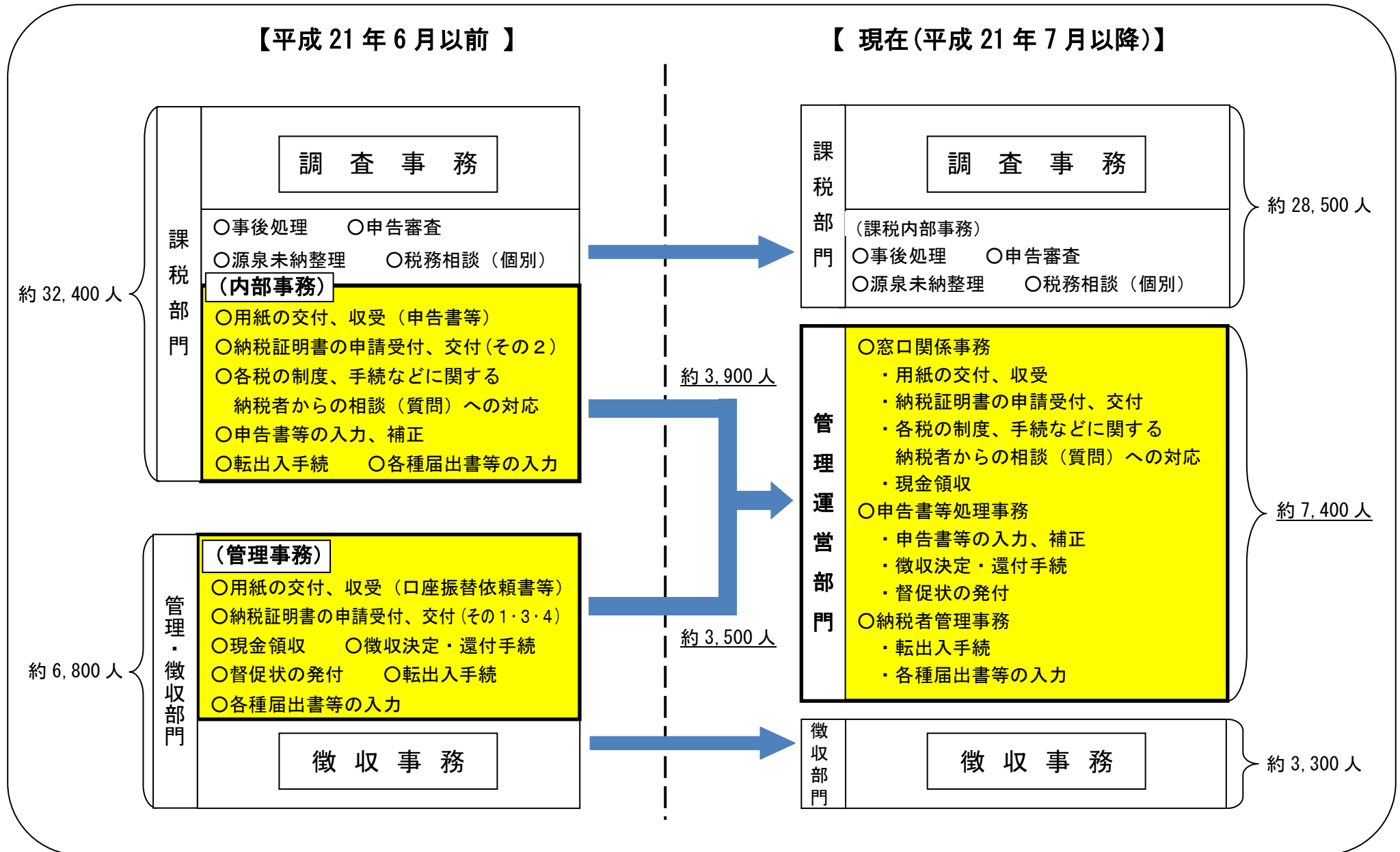
納税者受付窓口の一本化



管理運営部門が行う 主な事務

- 窓口関係事務
 - ・ 申告書等用紙の交付、收受
 - ・ 納税証明書の申請受付、交付
 - ・ 現金領収
 - ・ 各税の制度、手続などに関する納税者からの相談（質問）への対応
- 申告書等処理事務
 - ・ 申告書等の入力、補正
 - ・ 徴収決定・還付手続
 - ・ 督促状の発付
- 納税者管理事務
 - ・ 転出入
 - ・ 各種届出書等の入力

効率的な事務処理体制の構築



税務相談体制について

納税者(職業会計人を除く)

電話による一般相談は、各国税局(所)の電話相談センターで集中的に受付

- ◎税目別相談体制
⇒より質の高い迅速な回答⇒納税者利便の向上
- ◎事務の効率化の促進

税のことについて聞きたい!!



【1番】選択

△△税務署の電話番号
03-xxxx-xxxx

最寄りの税務署に電話

『こちらは△△税務署です。』
『税に関する相談や問合せは「1」を』
『当税務署にご用の方は「2」を押してください。』

【2番】選択

国税局電話相談センター

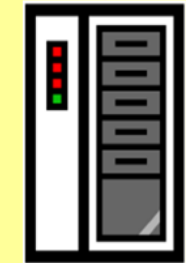
『所得税のお問合せは「1」を』
『資産税のお問合せは「2」を』
『法人税のお問合せは「3」を』
『消費税のお問合せは「4」を』
『その他のお問合せは「5」を』

個別照会と判明した場合
所轄税務署に資料等を持参して面接により指導を受けるよう案内する。

1 所得税グループ 2 資産税グループ 3 法人税グループ ...



一般相談



電話交換機(PBX)

△△税務署



電話交換手

署で回答すべきもの
(署転送)

納付手段の多様化

事務の効率化及び納税者の利便性の向上を図る観点から、納付手段の多様化に努めているところ。

1 コンビニ納付

休日、早朝や夜間にも利用できるコンビニ店舗で、国税の納付^(注)が可能。
(平成20年1月開始)

(注) 納付額が30万円以下で、コンビニ納付用のバーコード付納付書をお持ちの場合に利用可能。

2 電子納税（ダイレクト納付）

納税者が事前に税務署と金融機関に届出をしておけば、e-Taxによる申告や徴収高計算書の送信をした後に、クリックして選択するだけで、届出された預貯金口座からの振替により、即時又は納期限に納付が可能。（平成21年9月開始）

(参考：従来の納付手段)

- 納付書による金融機関窓口等での現金納付
- 口座振替による納付
- 電子納税（インターネットバンキング、ATM）